

受付番号  
(税関記入欄)

登録番号  
(税関記入欄)

インターネットによる事前教示に関する照会書 (原産地照会用)

税関様式C第1000号-16

令和6年5月1日 <b>税関への最初の提出日を記載してください。</b>	照会者の 東京都千代田区霞が関 3-1-1 住所、氏名 財務商事株式会社	輸入者符号 10230045670890 000 <b>法人番号を記載してください。</b>		
東京税関長 殿	代理人の 東京都港区海岸 2-7-68 住所、氏名 カスタムインポートサービス	(担当者) 税関 一郎 (電話番号) 03-3599-xxxx		
下記貨物の <input type="checkbox"/> WTO協定 <input checked="" type="checkbox"/> 経済連携協定 (日アセアン包括的経済連携協定) <input type="checkbox"/> 特惠 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 税率適用に関する原産地について照会します。 <b>協定名を記入してください。</b>				
品名 HS番号 銘柄・型番	女子用ズボン 第6204.63号 NYLON PANTS 876543 <b>輸入時に貨物を特定できるように記入してください。</b>	製造地 製造者 XYZ WEAR CO., LTD	Xxx, xxx, xxx, Hochiminh, Vietnam 輸入申告予定官署	東京税関 本関 横浜税関 本関 大阪税関 本関
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input checked="" type="checkbox"/> 未到着	参考資料	写真・図画・カタログ・ <b>説明書</b> その他 ( )	
申告中の貨物や具体的ではない貨物については照会できません。		輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無	契約: 2024年2月 輸入: 2024年8月頃 数量: 1,500個 金額: @ USD20 特別注文無し 投資・長期契約無し	照会貨物に係る原産地事前教示実績 (有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> <b>有効期限 (3年) 内の番号を記載してください。</b> 照会貨物に係る品目分類事前教示実績 (有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> (事前教示番号 123456789) 類似貨物に係る輸入実績 (有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> (輸入申告番号及びその年月)
照会貨物の説明 (関係する国における加工、製造に関する事項等) 財務商事株式会社はベトナム所在の XYZ WEAR CO., Ltd. が同国において製造する女子用ズボンを輸入します。 原材料及び製造方法については別添参照。 なお、本件照会貨物は弊社が製造者に製造委託しています。 <b>意見があれば「有」に✓を付し、以下のように意見を記入してください。</b> <b>材料及び製造工程について記載してください。(別添でも可)</b>			他税関含め、実績がある場合は記入してください。 実績がない又は不明の場合は「無」に○を付してください。	
原産地認定に関する意見 (有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 本品に使用される非原産材料は、協定の附属書2に規定する当該製品の関税分類番号に係る品目別規則「CC (第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)」を満たし、日アセアン包括的経済連携協定上のベトナム原産品であると考えます。				
続	補足説明書	提出	枚	

(注)次頁の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄		
1. 照会に係る貨物について			
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ		
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ		
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ		
2. 照会について			
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者 又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。  <b>イ</b>		
3. 補足説明又は追加資料の提出について			
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ		
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて (注意事項参照)			
⑥ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します。(回答内容については原則公開となります。)	<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ		
⑦ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署 (政令派出所・方面事務所を含む。)において ロ. 郵送により ハ. 電子メールにより 受け取ることを希望します。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の <b>官署名</b> を記入してください。  <b>ハ</b>		
※官署名については、税関ホームページ (所在案内) をご参照下さい。 URL : <a href="http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm">http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm</a>			
⑧ ⑦イ又はロにより交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ		
⑨ 切替えを行う場合、非公開期間の要否 (原則公開です。)	<input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否		
非公開理由	新製品であるため	非公開期間	( 180 ) 日 (180日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	カスタムインポートサービス
	住所又は 所在地	東京都港区海岸 2-7-68

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式)に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 一の照会書につき一品目の照会としてください(セット物品は除きます。)
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達7-19-2(5)に規定する場合(本様式(C第1000号-16)による照会のうち、具体的な貨物に係る照会で、見本の提出を要することなく、一の原産地について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合)に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、**切替えを行ってから 30 日以内の極力早期**に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書(変更通知書兼用)は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間(180日を超えない期間)に限り、非公開とする必要がある場合には、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

非公開情報は照会書提出時にお知らせください。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報を公開することに関する法律(情報公開法)に基づき、当該情報が公開されると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を公開することとなります。当該部分に該当すると考えられる内容については、照会書提出時にお知らせください。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

Raw Material List

Product : NYLON PANTS 876543 (HS code: 6204.63)

No.	Item Number	Name of Raw Material	Description	Origin	HS code
1	aa111	NYLON WOVEN FABRIC	main fabric	Thailand	54.07
2	bb112	POLYESTER KNITTED FABRIC	pocket(front, inside)	Vietnam	60.02
3	cc113	COTTON WOVEN FABRIC	pocket(back)	China	52.08
4	dd114	NON WOVEN FABRIC	interlining	unknown	56.03
5	ee115	SEWING THREAD		Vietnam	54.01
6	ff116	ELASTIC	waist adjustment, inside	China	56.04
7	gg117	FRONT ZIPPER	front	unknown	96.07
8	hh118	BUTTON	front	Vietnam	96.06
9	ii119	SIZE LABEL	left, inside	China	58.07
10	jj120	CARE LABEL	left, inside	China	58.07

日アセアン包括的経済連携協定を適用する場合、全ての非原産材料が製品の品目別規則を満たす必要はなく、協定附属書 2 注釈 2 の規定により、**関税分類を決定する構成部分のみが品目別規則を満たせば製品は原産品と認められます。**

関税分類を決定する構成部分の決定方法については、原産地規則解釈例規（平成26年6月13日 財関第598号）に記載があります。関税分類を決定する構成部分とは、当該例規によれば、**製品の表側に占める面積が最も大きい構成材料+製品が属する号に規定する材料**となります。

本事例での「関税分類を決定する構成部分」は縫製指示書の図から、製品の表側に占める面積が最も大きい材料である **1. 「NYLON WOVEN FABRIC」となり、当該原材料が品目別規則を満たせばよいこととなります。**

1. 「NYLON WOVEN FABRIC」はHSコードが第54.07項であることから、品目別規則のうち「**CC**」については満たします。さらに第54.07項の原材料はアセアン諸国または日本において完全に製織されている必要があることから、**当該生地がアセアン諸国または日本において完全に製織されていることを示す資料が必要となります。**

入手した情報の日付が古い場合、記載されている情報が最新のものかを確認してください。

April 1, 2024

資料は情報を正確に把握できる者が作成してください。  
本件の場合、産品（女子用ズボン）を製造している者が作成しています。

XYZ WEAR CO.,LTD  
Production Manager  
Nguyễn Thị Linh

<参考① 日アセアン包括的経済連携協定付属書 2 >

第62類品目別規則

CC（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。）

協定附属書 2 注釈 2

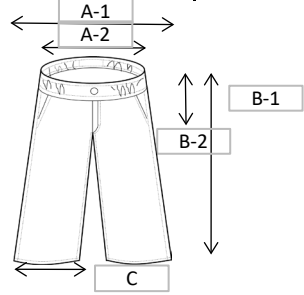
第61類から第63類までの各々の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品に係る規則に定めるCTCに基づく規則を満たさなければならない。

<参考②原産地規則解釈例規（一部抜粋）>

1. 第 61 類から 63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について  
衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、産品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、産品が属する号（HS 6 桁）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

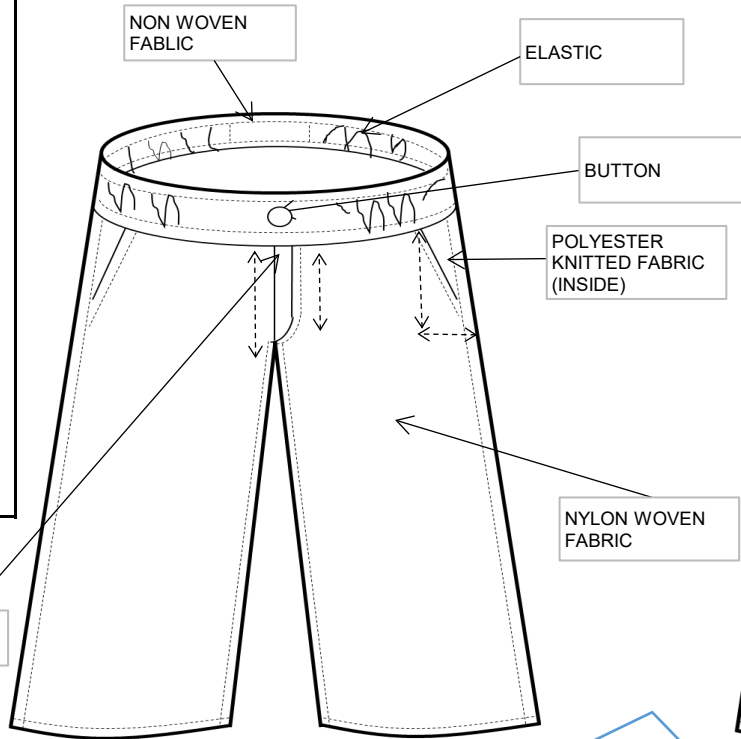
Sewing Instruction	Product	NYLON PANTS	Date	2023/12/1
	Number	876543	Factory	xxx, xxx, xxx, Hochiminh City, Vietnam

入手した情報の日付が古い場合、記載されている情報が最新のものかを確認してください。



仕上がりサイズ

- A-1 \*\*\*
- A-2 \*\*\*
- B-1 \*\*\*
- B-2 \*\*\*
- C \*\*\*



資料は情報を正確に把握できる者が作成してください。  
本件の場合、産品（女子用ズボン）を製造している者が作成しています。

本件は締約国で製造されていることを示す資料として縫製指示書が提出されています。  
当該資料から材料表の1.NYLON FABRICが表側に占める面積のうち最も大きい生地であることが分かり、日アセアン包括的経済連携協定附属書 2 注釈 2 の関税分類を決定する構成部分は1.NYLON FABRICとなります。

XYZ WEAR CO.,LTD  
Production Manager  
Nguyễn Thị Linh

資料は情報を正確に把握できる者が作成してください。  
本件の場合、合成繊維製織物生地（NYLON WOVEN FABRIC）を  
製造している者が作成しています。

ABC Textile

567 〇〇〇 Soi 89 △△△△△  
×××× Bangkok Thailand

Tel : ××××-××-××××  
abctextile.com

入手した情報の日付が古い場合、記載されている情報が  
最新のものかを確認してください。

January 15<sup>th</sup>, 2024

To XYZ WEAR CO.,LTD

タイ国内で製織されていること、つまり、品目  
別規則の条件のうち、「（前略）第 54.07  
項（中略）の非原産材料を使用する場合  
には、当該非原産材料のそれぞれが一又は  
二以上の締約国において完全に製織される  
場合に限る。」を満たすことが分かります。

## Certification

We, ABC Textiles, certify that the following fabric which is used for the NYLON PANTS (Item  
Number: 876543) is woven at our factory in Thailand.

Item Name: NYLON WOVEN FABRIC

Item Number (Textile): aa111

Factory Address: 567 〇〇〇 Soi 89 △△△△△ ×××× Bangkok Thailand

品名、品番の記載から  
材料一覧表に記載されている原材料であり、照会貨  
物に使用されているものであることが分かります。

Factory manager

Manee Chen